

新旧対照表

【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 243 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署における輸出通関事務処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。 記 第 1 基本的な審査方法等 及び（省略） 受付管理事務 1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。 イ 申告情報を受信した後に提出される仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類（以下「添付書類等」という。）の有無の確認（航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸出申告等に係る申告控を含む。） なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより仕入書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面により仕入書又はこれに代わる書類の提出を求めるものとする。 ロ～チ（省略）	輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）<u>、税関手続申請システム（以下、「申請システム」という。）</u>及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署における輸出通関事務処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。 記 第 1 基本的な審査方法等 及び（同左） 受付管理事務 1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。 イ 申告情報を受信した後に提出される仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類（<u>申請システムにより提出されたインボイス情報及び添付資料情報を含む。以下「添付書類等」という。</u>）の有無の確認（航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸出申告等に係る申告控を含む。） なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより仕入書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面により仕入書又はこれに代わる書類の提出を求めるものとし、<u>受信した申告情報の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示されている場合には、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行う。</u> ロ～チ（同左）

新旧対照表

【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 243 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
2 及び 3 （省略） 審査事務 1 審査方法 審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、必要申告事項並びに必要添付書類の有無及びその有効期限等に関する審査を行った後、関税等の減免戻税条件の具備、他法令による輸出規制、統計品目分類、数量・価格等に関する疑義の発見と説明を中心として審査を行う。 及び （省略） 2 （省略） 第 2 （省略）	2 及び 3 （同左） 審査事務 1 審査方法 審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、必要申告事項並びに必要添付書類の有無及びその有効期限等に関する審査を行った後、関税等の減免戻税条件の具備、他法令による輸出規制、統計品目分類、数量・価格等に関する疑義の発見と説明を中心として審査を行う。 <u>なお、申告情報又は申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示若しくは記載させている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示若しくは記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</u> 及び （同左） 2 （同左） 第 2 （同左）